

緊急時 児童引き渡しマニュアル

1. 引き渡しを行う緊急時のめやす

①地震

- 福井市（嶺北地方）において、震度5強以上の地震が発生した場合
- 通学路や家屋に損傷が見られ、児童だけでの下校が難しいと判断される場合
- 上記の理由等から、スクールバスの運行がなされない場合
- （津波）被害状況を考慮して検討

②火災

- 校舎に激しい火災が発生した場合
- 居住している地区及び通学路途中の地区に火災が発生し、児童だけでの下校が難しいと判断される場合
- 上記の理由等から、スクールバスの運行がなされない場合

③大雨・水害・土砂災害

- 大雨（大雨警報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報・大雨特別警報発令）が継続し、下校が難しいと判断される場合
- 通学路の冠水、河川の氾濫、崖崩れ・地滑りの発生により、児童だけでの下校が難しいと判断される場合（発生が予想される場合も含む）
- 上記の理由等から、スクールバスの運行がなされない場合

④積雪

- 積雪のため通学路の安全が確認できず、児童だけでの下校が難しいと判断される場合
- 積雪のため、スクールバスの運行がなされない場合

⑤不審者の出没

- 地域内に不審者が出没し、実害が発生したり、児童に危害が及ぶ事態が予想される場合

⑥その他

- 校長が引き渡しを必要と判断した場合

2. 引き渡しについての連絡手段

①通信手段（緊急メール・電話）が使えるとき

- 引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をする。緊急メールを第1手段とし、学校から保護者宛に児童の引き取りを依頼する。メール未達の場合は学級担任から電話連絡を行う。

②緊急メールが使えないとき

- 電話連絡。学級担任から保護者宛に児童の引き取りを依頼する。

③越廼小学校ホームページの更新が可能とき

- 学校から保護者に向け、児童の引き取りを依頼する。

④すべての通信手段が途絶し、連絡ができないとき

- 本用紙の「引き渡しを行う緊急時のめやす」をもとに、保護者（引取者）の判断で来校を待つ。保護者（引取者）の来校まで、児童は学校（または公民館等）に待機させる。
- 状況に応じて、学校（または公民館）の玄関等に、避難状況や引き渡し場所等を掲示する。

3. 引き渡しについての連絡内容

- ①事象・引き渡し理由説明
- ②引き渡し開始時刻
- ③引き渡し場所
- ④引き渡し場所への通行ルート（状況に応じて）

